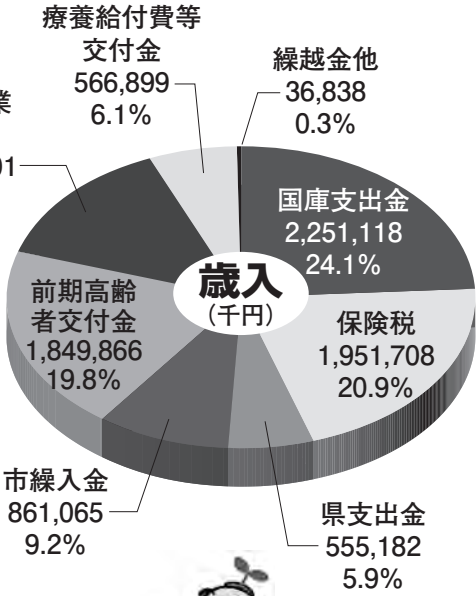


わたしたちの国保

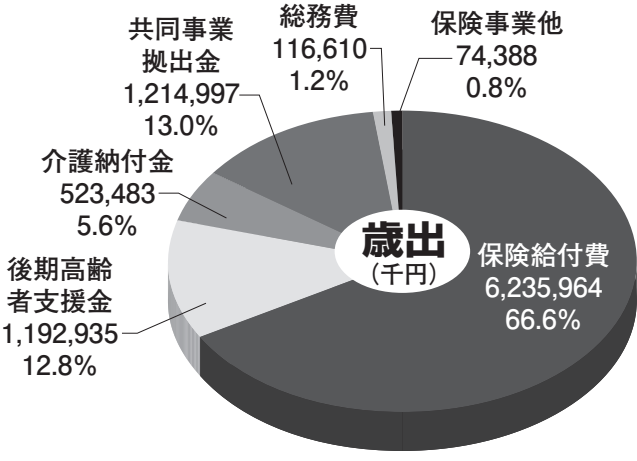
国民健康保険ガイド

国保加入世帯 13,126世帯
 被保険者数 24,020人
(平成24年9月1日現在)
 お問い合わせ先 保険課
 ☎1116

平成24年度 国保当初予算額
93億5,838万円
 (前年比8・7%増)



国保マスコット 健康まもるくん



平成24年度の当初予算額をお知らせします

歳入歳出ともに前年度より約7億5千万円、8・7%増加しています。

歳入の増加内訳は、保険税が1・4%増、国庫支出金が4・4%増、療養給付費等交付金が25%増、県支出金が40%増(補助率変更に伴う増を含む)、共同事業交付金が28%増、前期高齢者交付金が3%増です。

歳入内訳は、国庫支出金が24・1%、保険税が20・9%、前期高齢者交付金が19・8%を占めています。

一方、歳出の増加内訳は、保険給付費が6%増、後期高齢者支援金が18%増、介護納付金が19%増、共同事業拠出金が21%増です。

歳出内訳は保険給付費(主に保険医療費)が約67%、後期高齢者支援金が12・8%で全体の約8割を占めています。平成23年度に税率改定を行

いましたが、医療費は依然として増加しており、医療費の伸びに見合う分の税収が追いつかず、国保財政は大変厳しい状況にあります。

引き続き、国保加入者のみなさんには医療費の節約に、ご理解とご協力をお願いいたします。

医療機関等の窓口で保険証を提示して医療を受けたときに支払う金額は、実際にかかった医療費の1〜3割です。残りの金額については、約半分は国・県が負担(退職国保は除く)、残り半分は保険税で賄うことになっています。

つまり、医療費が増加すると市国保の負担が増え、その負担を賄うため保険税の値上げが必要になってきます。

健全な国保財政の運営を図るため、医療費の節約に努めることはもちろん、日頃から健康管理への意識を高めましょう。

医療費を上手に節約するポイント「ジェネリック医薬品」を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、開発コストがかからない分安く提供ができ、みなさんの医療費の節約にもなります。

特に、高血圧や糖尿病等で継続的又は複数の薬を服用している人は、薬代をより節約できることとなります。まずは医師、薬剤師に相談し、上手に利用しましょう。

希望カードは、保険証更新時に世帯に1枚同封します。無記名式のため世帯内で利用可能ですが、必要な場合は保険課(市役所1階)、市民福祉課(総合支所1階)で配布しています。

なお、市国保加入者で、現在使用中の薬をジェネリック医薬品に変えた場合、一定額以上の効果額(節約額)が見込まれる人には、10月頃を目途に家庭に個別に通知を送付する予定です。

市では、国保加入者を対象に次の事業を行っています

人間ドック助成

対象 次の要件を全て満たす人（世帯）

- ①1年以上継続して国保に加入していること
- ②35歳以上の人
- ③保険税を完納していること
- ④市の特定健康診査を受診しない人

助成額 2万円

※人間ドック受検料が2万円以下の場合、助成額は受検料と同額になります。

特定健康診査

この健診は、『内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）』に着目したものです。対象者には毎年、通知を発送しています。期間内に、必ず受診しましょう。

対象 40歳以上の人

※ただし、妊娠中の人、施設入所者、長期入院患者、人間ドック受検者（結果を提示した人）等は除きます。

出産育児一時金支給制度

被保険者が出産した時、一児につき39万円（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円）を支給しています。申請方法については、医療機関などにご確認ください。

※他の社会保険等に1年以上加入の被保険者が退職後6か月以内に出産し、その社会保険等から支給される場合は国保からは支給されませんのでご注意ください。

葬祭費支給制度

被保険者が死亡した時、葬祭を行う人に5万円を支給します。

～医療費が高額になったとき～

高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

「70歳未満の人」と「70歳以上75歳未満の人」や「住民税課税世帯の人」と「非課税世帯の人」等では、限度額が異なります。

該当する人には申請のお知らせをします。お知らせ時期は、早くても診療月の3か月後の月末となります。

入院・高額通院の場合

1つの医療機関ごとの窓口負担は限度額までとなります。事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関窓口に提示してください。

ただし、70歳以上75歳未満で住民税が課税されている世帯の人は申請の必要はありません。

特定疾病の場合

人工透析を必要とする慢性腎不全等で、長期にわたり、高額の治療を必要とする特定疾病の人は、一つの医療機関ごとの窓口負担は1万円（70歳未満の上位所得者は2万円）までとなります。「特定疾病療養受療証」の交付を申請し、医療機関等窓口に提示してください。

高額医療・高額介護合算療養費

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合は、申請して認められると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

申請のお知らせをする時期は、例年12月頃を予定しています。

保険証変更時には届出を

職場の健康保険に加入した場合、国保の資格は自動的に喪失とならないため、14日以内に国保の喪失の届出（保険証の返還）を市役所にする必要があります。

しかし、実際には職場から社会保険証が届くのに1か月程度かかるため、つい手続きを忘れてしまいがちです。

社会保険に加入しているにも関わらず、国民健康保険証を使用して医療機関を受診すると、後日、市が払った医療費（一部負担金以外の費用…原則7割分）を、返還していただき、後日、自分で社会保険に請求することになります。また、国民健康保険税と職場の健康保険料との二重払いが生じてしまうこととなります。国保の喪失手続きは、郵送でもできますので、できるだけ早く届出をお願いします。

《郵送手続き方法》

「国民健康保険証の原本」と「社会保険証のコピー」を同封し、コピーの余白に「平日窓口に行けないため、郵送手続きを依頼したい」と旨と昼間の連絡先、住所、氏名を記入し、印を押して、市役所保

険課宛に送付してください。

交通事故等で保険証を使用する場合には至急連絡を

交通事故等、第三者から受けたけがや病気などで国保の保険証を利用する場合、市（国保）では加害者等への求償の手続きがありますので、至急保険課に届出をお願いします。なお、仕事や通勤中のけがで労災が適用になる場合には、国民健康保険証は使用できません。

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

倒産・解雇などで離職した人（特定受給資格者）や雇止めなどで離職した人（特定理由離職者）は、保険課に申告することにより国民健康保険税が軽減されます。

新しい保険証は届きましたか？

10月1日から使用する新しい保険証（ピンク色）を9月下旬に「簡易書留郵便」で送付しました。国民健康保険税を滞納している一部の世帯には、納税相談の後にお渡ししますので、郵送はしていません。